

## 第5章 計画の達成に向けた推進体制

### 1 地域推進プランの推進

県は、県民、生産者等と役割を分担し協働しながら、また市町村との連携を図りつつ、施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### (1) 推進体制の整備

食と緑に関する諸施策を総合的、計画的に推進するため、県、市町村、農林漁業関係団体、消費者団体等を構成員とする「食と緑の基本計画新城設楽地域推進会議」を設置、運営します。

#### (2) 県民、生産者等との協働活動

県は、施策の推進に当たっては、県民、生産者等との積極的な連携を図り、協働活動を行います。

#### (3) 市町村との連携、協力

地域推進プランの達成のためには、その特徴や実情を踏まえた取り組みが必要であることから、県は、市町村と密接に連携、協力して取り組みを進めます。

### 2 地域推進プランの進行管理

地域推進プランの的確な推進を図るため、県は、施策の進捗状況、数値目標の達成状況について、食と緑の新城設楽地域レポートにより管理します。

### 3 県民への計画の周知

この地域推進プランの達成のためには、県民一人ひとりの取り組みが不可欠であることは言うまでもありません。

このため、県は様々な機会を通して、この地域推進プランと、食と緑の新城設楽地域レポートについて県民への周知を図ります。